

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成23年3月29日

浦安市長 松 崎 秀 樹

浦安市規則第9号

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「軽易な行為であると市長が認めるとき」を「規則で定める行為」に改める。

第4条中「開発行為」を「特定開発行為」に改める。

第37条第1項各号列記以外の部分中「条例第25条」を「戸数が100戸以上の宅地開発事業等に係る条例第25条第1項」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第25条第1項に規定する規則で定める宅地開発事業等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であって延べ面積が4,000平方メートルを超えるもの並びに定員が30人以上の特別養護老人ホーム及びこれに類する施設の建築とし、これらの宅地開発事業等に係る同項に規定する規則で定める基準は、倉庫の有効面積が3平方メートル以上であって、かつ、室内の高さが2.1メートル以上であることとする。

第37条に次の1項を加える。

- 4 条例第25条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 計画戸数が100戸以上400戸未満の場合 有効面積が14平方メートル以上の平屋建ての倉庫の建築が可能な広さを有する土地の整備
 - (2) 計画戸数が400戸以上の場合 有効面積が28平方メートル以上の平屋建ての倉庫の建築が可能な広さを有する土地の整備

第41条の見出し中「第28条第2項の市長が認める」を「第28条第2項第2号の規則で定める」に改め、同条各号列記以外の部分中「第28条第2項」を「第

28条第2項第2号」に、「市長が認める」を「規則で定める」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。

(条例第29条第1項ただし書に規定する規則で定める集合住宅)

第42条の2 条例第29条第1項ただし書に規定する規則で定める集合住宅は、次の各号に適合する集合住宅とする。

- (1) 寮、寄宿舎その他これらに類するものの用途に供するものであること。
- (2) 居間、食堂、台所、浴室その他当該集合住宅の入居者が共同して利用するための設備（次号において「共用設備」という。）を有すること。
- (3) 当該集合住宅の条例第29条第1項に規定する1戸の専有する面積の各戸の合計に共用設備の延べ面積を加算した面積を計画戸数で除して得た面積が18平方メートル以上であること。

第43条各号列記以外の部分中「市長が認める」を「規則で定める」に改める。

第46条第2項第5号の表ケアハウス及びこれに類する施設の項自動車駐車場の欄中「入居予定者数」を「定員」に改め、同表特別養護老人ホーム及びこれに類する施設の項自動車駐車場の欄中「入居予定者数」を「定員」に、「入居者」を「入所者」に改め、同表デイサービスセンター及びこれに類する施設の項自動車駐車場の欄中「入居者」を「利用者」に改める。

別表第1の27 登記事項証明書の項備考の欄中「開発行為」を「特定開発行為」に改める。

別表第2 開発行為の許可を要する宅地開発事業等の項協議を必要とする宅地開発事業等の欄中「開発行為の」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による」に改め、同表の注中「（昭和43年法律第100号）の規定による開発許可申請」を「第30条第1項の規定による申請又は同法第34条の2第1項の規定による協議」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第37条の改正規定は、同年10月1日から施行する。